

外来対応医療機関に未登録の透析医療機関の皆様へ

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症に係る外来対応医療機関への登録について

平素より東京都の感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）において、新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類感染症に変更されました。

これに伴い、東京都では、5 月 8 日以降、発熱等新型コロナへの感染が疑われる患者を診療いただける医療機関を「外来対応医療機関」として公表することにより、発熱患者が円滑に受診できるようにしています。

透析医療機関については、外来対応医療機関のうち、かかりつけ患者のみ対応している場合等には、一般の外来対応医療機関リストとは別の「外来対応医療機関（透析）」により公表することも可能です。

外来対応医療機関に未登録の透析医療機関の皆様におかれましては、以下のとおり御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 東京都における外来対応医療機関の登録・公表

都のホームページからオンラインで登録申請をお願いいたします。



都が設置する東京都新型コロナ相談センター（以下「相談センター」という。）において、発熱患者に外来対応医療機関として紹介しています。かかりつけ患者の診療のみ対応（「外来対応医療機関（透析）」を含む。）の医療機関は、相談センターから紹介されることはありません。

なお、一般の公表リストではなく、「外来対応医療機関（透析）」への掲載を希望する場合には、登録の際に、「7. 透析を行う医療機関の場合」にチェックを入れてください。

また今後、外来対応医療機関の登録について、都から直接ご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

2 外来対応医療機関となった場合の公表

外来対応医療機関としてご登録いただいた医療機関につきましては、以下のとおり都のホームページで医療機関の診療情報等をマップ、リストで公表しています。



3 外来対応医療機関に対する支援等

外来対応医療機関に新たにご登録いただける医療機関に対し、検査機器やパーテーション等の設備費補助を実施します。透析医療機関の場合、外来対応医療機関にご登録いただければ、診療の対象がかかりつけ患者のみであっても補助申請することができます。

(例：HEPA フィルター付きパーテーション、簡易陰圧ブース、温度検知カメラなど。) この他にも様々な設備補助がございます。

詳しくはホームページをご覧ください。

(次回の申請受付は、令和5年9月下旬頃を予定しています。)



また、受入患者をかかりつけ患者に限定しない外来対応医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者の外来診療を実施した場合は、診療報酬として院内トリアージ実施料（300点）を算定できます。

(参考)

○「感染症法」における位置づけの変更等の詳細について

- ・3/17 付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080061.pdf>



担当 東京都福祉保健局 感染症対策部
事業推進課 感染症医療整備担当

(7月1日から)

東京都保健医療局 感染症対策部
医療体制整備第二課 事業調整担当

電話 03-5320-4179
(電話番号は変更ありません)



外来対応医療機関への登録のお願い

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類に移行しました。
5類移行後も安定した医療提供体制の実現のため、外来対応医療機関への登録をお願いいたします。

1 外来対応医療機関について

東京都では、新型コロナウイルス等、発熱患者への診療・検査を行う都内の医療機関を「**外来対応医療機関**」として指定し、ホームページで公表するとともに、地域の医療機関等から紹介を受けた患者への診療・検査をお願いしています。

透析医療機関については、かかりつけ患者のみ対応している場合は、「**外来対応医療機関（透析）**」として公表することが可能です。

▼外来対応医療機関一覧

▶東京都外来対応医療機関一覧（マップ・リスト形式）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html



2 診療報酬加算や設備補助が受けられます

●院内トリアージ実施料が **最大300点** 算定できます

- | | | |
|-------------------------|---|--------------|
| ① 受入患者を限定しない外来診療を実施した場合 | ⇒ | 300点 |
| ② かかりつけ患者に限定する場合は | ⇒ | 147点。 |
- * 8月末までに①に移行する場合は**300点**を算定できます。



● 1施設当たり **100万円上限** で設備補助を行います(**補助対象が追加されました**)

【補助対象となる設備（例）】 9月末までに外来対応医療機関への登録が要件

▼補助制度詳細

- ・医療機器(パルスオキシメーター等)、簡易ベッド、簡易診察室及び付帯する備品
- ・換気設備のための設定のための軽微な改修等の修繕費
- ・HEPAフィルター付空気清浄機、パーテーション、陰圧テント 等



※ **感染した透析患者を診療する透析医療機関は、診療対象がかかりつけ患者のみであっても申請できます。**

3 登録方法

以下の申請サイトから申請をお願いします。

▼申請サイト

<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>

新規登録時は、ID : kensa パスワード : shinryou でログイン



【担当】福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 感染症医療整備担当
(7月1日～) 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 事業調整担当
電話 03-5320-4179 (電話番号は変更ありません。)